

令和7年度社会福祉施設等整備方針

▪ 前文	1
▪ 長寿介護課所管施設 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム	3
▪ 地域福祉課所管施設 救護施設、無料低額宿泊所	10
▪ 障がい福祉課所管施設 障がい福祉サービス事業所等	11
▪ 少子化対策課所管施設 児童館	15
▪ 子どもの育ち支援課所管施設 放課後児童クラブ室、病児保育施設	17
▪ 児童相談支援課所管施設 児童養護施設、乳児院、委託一時保護専用ユニット、児童家庭支援センター	19
▪ 家庭福祉・施設整備課所管施設 母子生活支援施設	21

令和7年度社会福祉施設等整備方針について

令和6年6月
三重県子ども・福祉部

三重県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めていくこととしています。

社会福祉施設等の整備については、厳しい財政状況の中で限られた予算を効率的に執行していく必要があるため、提出された整備計画の中から地域のバランス、住民ニーズ等をふまえ、より効果的で緊急度の高いものを優先していくこととします。

また、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応、感染症対策、および県産材をはじめとする木材利用の促進への対応についても配慮していくこととします。

こうした考え方を基に、令和7年度整備方針を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定することになります。

令和7年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・第9期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院）及び養護老人ホームを優先的に整備する。
- ・県補助を受けずに、特別養護老人ホームを整備（創設及び増築）する場合についても審査の対象とする。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	令和7年度整備方針					
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。 3 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	1 創設・増築 ・圏域ごとに令和7年度整備可能数の範囲内とする。 ・整備に当たっては、ユニット型施設を基本とする。ただし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、令和7年度整備における全整備選定数（創設・増築分）の3割の範囲内とする。 2 改築 ・老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改築による整備を進める。なお、整備に当たっては、定員の増減を伴わないものとし、ユニット型施設への改築に限る。 ・整備数は、県全体で130床以内とする。 3 創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。					
現状と整備可能数（単位：人分）								
			北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数			3, 138	3, 070	3, 045	592	9, 845	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
第9期介護保険事業支援計画に基づく令和6年度整備計画数（A）			0	0	0	0	0	
令和6年度整備予定数（ショートステイの転換含む。）（B）			0	0	0	0	0	
令和7年度への持越分（C）=(A)-(B)			0	0	0	0	0	
第9期介護保険事業支援計画に基づく令和7年度整備計画数（D）			30	10	0	0	40	
令和7年度整備可能数（C)+(D)			30	10	0	0	40	

<p>介護老人 保健施設 介護医療院</p>	<p>—</p>	<p>1 老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改築による整備を進める。なお、整備に当たっては、定員の増減を伴わないものとし、ユニット型施設への改築に限る。 ・整備数は、介護老人保健施設及び介護医療院で計1施設とする。
<p>養護老人 ホーム</p>	<p>—</p>	<p>老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。</p>	<p>老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。</p>

(別表)老人福祉圏域

令和6年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設等整備選定方針

令和6年5月
三重県医療保健部長寿介護課

1 目的

三重県における介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院）及び養護老人ホームを計画的に整備するため、選定方針を次のとおり定める。

2 選定に当たっての考え方

- (1) 「4 選定対象施設の基本要件」を必須要件とし、1つでも満たされない場合は審査対象外とし、社会福祉施設等整備計画書を受理しない。
- (2) 「5 選定要件(1)優先要件及び(2)具体的審査要件」を中心に総合的に検討する。
- (3) 補助を受けずに、自己資金（一部借入金を含む。）で行う特別養護老人ホームの整備計画（創設及び増築）についても、審査の対象とする。
- (4) 従来型施設の整備計画については、次のとおり取り扱う。（注1）
 - ア 従来型施設の整備に当たっては、ユニット型整備計画及び従来型整備計画の整備数をふまえ、従来型施設の整備数が全整備選定数（創設・増築分）の3割の範囲内に収まる可能性のある従来型整備計画のみ審査対象とする。
 - イ アにかかわらず、審査の結果、整備数が全整備選定数（創設・増築分）の3割を超えることとなった従来型整備計画は選定しない。

3 選定対象施設及び選定対象整備区分

施設種別	整備区分	選定対象
特別養護老人ホーム	創設	定員30人以上の施設
	増築	広域型特別養護老人ホーム（一部ユニット型施設から地域密着型へ移行した施設も含む。）として整備された施設の増築であって、かつ、既設定員と増築定員との合計定員が30人以上となる施設
	改築	老朽化が進み、緊急度を勘案の上、整備を進める必要のある定員30人以上の施設
介護老人保健施設	改築	老朽化が進み、緊急度を勘案の上、整備を進める必要のある定員30人以上の施設
介護医療院	改築	老朽化が進み、緊急度を勘案の上、整備を進める必要のある定員30人以上の施設
養護老人ホーム	改修	老朽化が進み、緊急度を勘案の上、整備を進める必要のある施設
	改築	

※一部ユニット型施設の廃止に伴い、上記の定員は類型（従来型施設、ユニット型施設）ごとの定員数とする。

※従来型施設にユニット型施設を増築する場合及びユニット型施設に従来型施設を増築する場合は、それぞれ「創設」として取り扱うものとする。

※従来型施設とユニット型施設を同時に整備する場合は、一の計画として提出、審査を行うものとする。なお、それぞれの定員数（増築の場合は増築後の定員数）が30人以上であることが必要である。

※定員29人以下の施設については、市町における選定の対象となる。

※特別養護老人ホームの従来型施設の整備（創設・増築）に当たっては、令和7年度整備における全整備選定数（創設・増築分）の3割の範囲内でのみ可能ですが、令和7年度における特別養護老人ホームの整備（創設・増築）については、県全体で整備可能数が40床と少数であるため、従来型施設の整備ができる可能性は非常に低くなる見込みです。従来型施設の整備を検討される場合は、「2 選定に当たっての考え方」や「(注1)『2 選定に当たっての考え方(4)』従来型施設の整備計画の取り扱いの例示」を必ずご確認ください。

4 選定対象施設の基本要件

- (1) 特別養護老人ホームの整備（創設・増築）については、『令和7年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）』における老人福祉圏域ごとの『令和7年度整備可能数』を上回らないこと。
- (2) 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院の整備（改築）に当たっては、定員の増減を伴わず、かつ、ユニット型施設への改築であること。
- (3) 建設予定地市町の意見書において整備に関する同意が得られていること。なお、従来型施設を整備する場合は、意見書において、従来型施設の整備の必要性が明記されていること。
- (4) 社会福祉法人にあっては、建設予定地が申請者の所有地（所有が確実に見込まれているものを含む。）又は国、地方公共団体からの貸与予定地であること。（ただし、既設法人が特別養護老人ホームの施設整備を行う場合で、建設予定地が市街化区域等で土地の代替性がなく、所有権を取得できない合理的な理由がある場合は、この限りでない。）
- (5) 建設予定地に抵当権等の所有権以外の権利が設定されていないこと又は確実に解除が可能なこと。（既存施設整備借入時の独立行政法人福祉医療機構等の抵当権は原則除く。）
- (6) 選定対象施設が、建設予定地における農地法、農振法、都市計画法、河川法、文化財保護法、森林法、砂防法、国有財産法等の各種開発規制等に該当しないこと又は確実に除外等が可能なこと。
- (7) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例を遵守すること。
- (8) 利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施等に取り組むこと。
- (9) 特別養護老人ホームは、開設時に「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業」を実施すること。（なお、既存法人で上記軽減制度事業対象施設において、軽減制度事業を未実施の場合は既存施設も実施すること。）
- (10) 特別養護老人ホームは、開設時に「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」に基づき「入所基準」を策定し適切に運用すること。なお、既設の場合は、同指針に基づき適切な運用を行っていること。
- (11) 過去5年間に於いて介護保険法、老人福祉法、社会福祉法及び医療法に基づく措置命令又は指定（認可、許可）の取消し等の処分（以下「行政処分」という。）を受けた法人でないこと。また、代表者（新設法人の設立代表者を含む。以下同じ。）が個人又は他の法人の代表者として過去5年間に於いて行政処分を受けていないこと。

5 選定要件

(1) 優先要件

ア 資金計画が的確なものであること。

- ① 建設自己資金（総事業費の1割以上）が確保（予定）されているか。

- ② 借入金の借入先に利率等を含めて協議をしているか。
- ③ 償還計画が的確であるか。
- ④ 土地購入費、土地造成費、設計監理費、施設整備費、設備整備費、事業運営費等を適切に見込んでいるか。
- ⑤ 居住費は、適切な算定根拠により設定しているか。

イ 建設予定地は、自己所有地（所有が確実に見込まれているものを含む。）又は国、地方公共団体からの貸与予定地であること。

ウ 建設予定地は、住宅地から遠距離の孤立した場所ではなく、交通等の利便性が確保された地域であり、かつ、防災上、危険な地域でないこと。

エ 地震、津波、浸水、土砂災害等の非常災害対策に配慮した施設であること。

オ 社会福祉施設等整備計画書類が完備されていること。

カ 建設予定施設が施設基準を踏まえて適切に計画されていること。

キ 法人及び代表者が、事業の運用上の留意点（介護保険制度や高齢者福祉に関する知識、人員・設備・運営基準等）を十分に理解していること。

ク 過去5年間において介護保険法及び社会福祉法に基づく勧告（以下「勧告」という。）を受けた法人でないこと。また、代表者が他の法人の代表者として過去5年間において勧告を受けていないこと。

ケ 三重県子ども・福祉部福祉監査課又は市監査担当部署から改善事項の指摘を受けた法人（代表者が代表を務める他の法人を含む。）については、当該事項について改善されていること。

(2) 具体的審査要件

ア 施設計画の具体性

- ① 近隣住民との調整が図られているか。
- ② 施設サービスの必要性について利用者ニーズを把握しているか。
- ③ 居宅サービスを含めた地域ニーズを的確に把握し、包括ケアが提供できるよう検討されているか。
- ④ 施設長（管理者）を確保（予定）しているか。
- ⑤ 協力医療機関が確保（予定）されているか。
- ⑥ 医療的ケアが必要な入所者に対応できるよう、看護職員の確保や介護職員等の喀痰吸引等研修の受講及び、登録特定行為事業者登録の申請を行うことを検討しているか。
- ⑦ 介護職員を確保するための取組が十分になされているか。
- ⑧ 新設法人については、法人認可担当との協議はしているか。
- ⑨ みえ木材利用方針に基づき、木材利用の促進が図られた施設であるか。
- ⑩ 福祉避難所の指定を受ける検討をしているか。
- ⑪ 太陽光発電による新エネルギー利用など環境に配慮した施設であるか。

イ 建設予定地介護保険者における優先度

- ① 建設予定地介護保険者の施設整備率（施設定員数（令和6年度末予定）／65歳以上人口（令和5年10月1日））

(注1)「2 選定に当たっての考え方(4)」従来型施設の整備計画の取り扱いの例示

【特別養護老人ホーム：整備可能数 40 床の場合】

例① 整備計画 A (従来型施設 30 床創設) のみ提出があった場合 (ユニット型施設の整備計画の提出がなかった場合)

→整備計画 A は審査対象外とし選定しない。

例② 整備計画 A (従来型施設 10 床増築) と整備計画 B (ユニット型施設 30 床創設) の提出があった場合

→整備計画 A の整備数は全整備選定数の 3 割の範囲内に収まる可能性があるため、整備計画 A は審査の対象とする。

ただし、審査の結果、整備計画 B が選定されなかった場合、整備計画 A の整備数は全整備選定数の 3 割を超えるため、整備計画 A は選定しない。

例③ 整備計画 A (従来型施設 20 床増築)、整備計画 B (ユニット型施設 30 床創設) の提出があった場合

→審査の結果に関わらず、整備計画 A は整備方針を満たさない (整備計画 B が選定されなかった場合は全整備選定数の 3 割を超える、また、整備計画 B が選定された場合は整備可能数を上回る) ため、整備計画 A は審査対象外とし選定しない。

令和7年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- 生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）及び社会福祉法で規定されている無料低額宿泊所の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none"> 県内 3か所 定員 計250名 （令和6年4月1日現在）	救護施設は、精神疾患等により、在宅生活を送ることが難しい処遇困難ケースが多く、入所者の高齢化も進んでいる。 無料低額宿泊所は、いわゆる貧困ビジネスへの規制強化を図るため、令和2年に条例を制定し事前届出制の導入等を行っており、引き続き施設の適切な運営に留意していく必要がある。	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。
無料低額宿泊所	全県	<ul style="list-style-type: none"> 県内 1か所 定員 計64名 （令和6年4月1日現在）		

令和7年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備（障がい者）の対象は、障がい者の重度化への対応、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスのうち生活介護および居住系サービスのうち共同生活援助の事業所を優先する。
- ・ 新規整備（障がい児）の対象は、児童発達支援センター、重症心身障がい児および医療的ケア児を支援する障害児通所支援事業所を優先する。
- ・ 既設建物の大規模修繕等の対象は、感染防止対策や防災対策など、入所者等の安全・安心に資する整備とする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない地域がある。 4 建物の防災対策に取り組む必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金または次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <ul style="list-style-type: none"> 以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）から（4）を満たす整備を優先する。 （1）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備 （2）地域生活支援拠点機能または児童発達支援センターの機能を有する事業所 （3）主に重度心身障がい児者や医療的ケア児者を支援する事業所 （4）短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 <ul style="list-style-type: none"> 建物の防災対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 障がい者が重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。 4 建物の防災対策及び感染防止対策に取り組む必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は、以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <ul style="list-style-type: none"> 以下(1)を優先し、(1)において同順位の場合は(2)から(4)を満たす整備を優先する。 (1) みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備（ただし、日中サービス支援型については優先対象とする。） (2) 障がい者の重度化や高齢化に対応できる事業所 (3) 障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 (4) 短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 <ul style="list-style-type: none"> 以下(1)、(2)を同順位とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。 (1) 多床室の個室化改修等の感染防止対策 (2) スプリンクラー、非常用自家発電設備等の防災対策

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流が図られる施設。
- ・ 立地に関して各種災害に対する安全性が確保され、設備の面で防災・減災への配慮がなされている施設。
- ・ 公共工事に準じた入札・契約等の各種手続きが実行できること。

(別表 1) 障害保健福祉圏域

令和6年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	令和6年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	17	41	25	45	31	29	23	5	5	221
		定員数	346	1,261	687	1,023	716	617	536	137	132	5,455
	サービス見込量	人	471	938	592	730	572	687	498	116	138	4,742
	サービス量実績	人	451	872	548	712	563	663	461	116	131	4,517
児童発達支援センター	現状	事業所数	1	1	2	1	2	1	2	0	1	11
		定員数	30	80	110	40	60	30	32	0	24	406
	整備目標	各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
		事業所数	3	5	2	8	4	1	1	0	0	24
児童発達支援事業所 (重心)	現状	定員数	15	30	15	42	20	5	5	0	0	132
		各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
放課後等デイサービス事業所 (重心)	現状	事業所数	4	6	3	6	4	1	1	0	0	25
		定員数	60	35	20	32	20	5	5	0	0	177
	整備目標	各市町に 1か所以上	4	4	2	1	4	7	2	2	3	29
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	23	33	26	45	31	19	18	4	3	202
		定員数	287	625	322	470	349	312	309	43	53	2,770
	サービス見込量	人	267	490	314	350	276	396	275	73	69	2,510
	サービス量実績	人	293	475	272	329	261	340	251	66	64	2,351

注)

- 1 現状の事業所数・定員数は、令和6年4月1日現在（生活介護は障害者支援施設分を含む）
- 2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2024年度～2026年度-」における令和7年度のサービス見込量（1か月あたり）
- 3 サービス量実績は、令和6年1月分
- 4 整備目標は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2024年度～2026年度-」における令和8年度の目標

令和7年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- 健全な遊びを通じて、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- 施設の老朽化、地震・津波などの防災対策、木材利用促進等に対する大規模修繕等を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 28館 児童センター 13館 計 42館 (10市6町) (令和6年5月1日現在)	1 施設の老朽化対策は、各市町における長寿命化計画に沿って計画的に実施する必要がある。 2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	市町や社会福祉法人等が行う児童館の整備事業に関して市町に補助を行うことで施設整備を推進する。補助は国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を受ける市町に限る。 優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとし、放課後児童クラブ室を設置している児童館や設置を行う児童館を優先する。 1 既存の児童館における大規模修繕等のうち、地震・津波などの防災対策のための改修工事等に係る整備事業 2 児童館のない市町における新たな児童館の創設

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
				3 児童館のある市町における新たな児童館の創設 4 既存の児童館を拡張・改築する整備 5 その他大規模修繕等の整備

令和7年度社会福祉施設等整備方針（子どもの育ち支援課所管施設）

課名〔子どもの育ち支援課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 地域の実情やニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	放課後児童クラブ数 445か所 (令和5年5月1日現在) ※令和6年5月1日現在の 数値については、今後調査予 定。	1 小学校の統廃合等によ り、現在使用中の施設が使用 できなくなる場合があ る。 2 施設の災害対策が必要な 場合がある。 3 放課後児童対策の需要が あるにも関わらず、放課後 児童クラブが存在しない地 域がある。 4 待機児童が生じている市 町がある。	「放課後児童クラブ運営指針」に基づき、支援の単位 あたりの児童数がおおむね40人以下となるよう施設整備 を推進することとし、市町等が行う施設整備（創設・改 築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備）を支援する。 国の「子ども・子育て支援施設整備交付金」または「子 ども・子育て支援交付金（放課後子ども環境整備事業）」 の交付を受けることを条件とする。 また、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育 委員会の連携を密にして取り組むものとする。 優先度の高いものから1、2、3、4、5、6の順と する。 1 小学校の統廃合による整備、または借家等で実施し ているが使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 4 既存の放課後児童クラブ室では需要に対して充分に 対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に 繋がる整備 5 放課後子ども教室と一体となって実施するための整 備または学校の余裕教室を活用して行う整備 6 1から5の理由以外での整備

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
病児保育施設	全県	病児保育施設数 21か所 (令和6年5月1日現在)	<ol style="list-style-type: none"> 1 病児保育事業は、ニーズは高いものの、利用者が安定せず採算が合わないことがある。 2 施設の災害対策が必要な場合がある。 3 子育て家庭の病児保育に係る需要があるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。 	<p>国の「子ども・子育て支援施設整備交付金」の交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備するために必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 病児保育施設未設置市町における整備 4 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備 5 1から4の理由以外での整備

令和7年度社会福祉施設等整備方針（児童相談支援課所管施設）

課名〔児童相談支援課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 児童養護施設、乳児院等については、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた取組を進め、子どもの最善の利益を保障するものになるよう施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 11施設 公立 0施設 民間 11施設 (令和6年4月1日現在)	1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組が求められている。 2 築年数の経過による施設の老朽化対策として、増改築修繕が求められている。	優先度の高いものから1, 2の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 1 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 施設の開設・改築・拡張にあたっては、小規模かつ地域分散化するための施設整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または一時保護専用施設等を創設・拡張するなど高機能化及び多機能化・機能転換を図る施設整備を優先する。 特に、地域分散化については、「施設地域分散化等加速化プラン」に対応する整備のほか、東紀州地域や施設のない地域に整備するものを優先する。 2 老朽化対応や防災強化対応のための増改築修繕 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。 老朽化については、こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。
乳児院	全県	施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (令和6年4月1日現在)		

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針												
委託一時保護専用ユニット（乳児院、児童養護施設）	全県	施設数 5施設 <table border="1" data-bbox="640 325 929 515"> <tr> <td></td> <td>乳児院</td> <td>児童養護施設</td> </tr> <tr> <td>公立</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> </table> (令和6年4月1日現在)		乳児院	児童養護施設	公立	0	0	民間	1	4	計	1	4	県児童相談所一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、地域において一定数の一時保護児童を安定的に受け入れることができる委託先の確保が必要となってきた。	児童相談所単位での設置を進めることとし、県児童相談所一時保護所のない地域及び乳児院での整備を優先する。
	乳児院	児童養護施設														
公立	0	0														
民間	1	4														
計	1	4														
児童家庭支援センター	全県	施設数 7施設 公立 0施設 民間 7施設 (令和6年4月1日現在) 令和2年度までに全児童相談所管内に設置済	児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。 児童相談所管内への複数のセンターの設置について地域性や相談ニーズなどにより検討していく必要がある。	児童相談所管内への複数のセンターの設置について、地域性や相談ニーズを考慮し、必要性に応じて整備を進める。												

令和7年度社会福祉施設等整備方針（家庭福祉・施設整備課所管施設）

課名〔家庭福祉・施設整備課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 母子生活支援施設については、入居者の安全確保の対応や老朽化、防災強化等の観点からニーズに応じた施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和7年度整備方針
母子生活支援施設	全県	施設数 4施設 公立 0施設 民間 4施設 (令和6年4月1日現在)	1 DV被害を受けた母子世帯の利用が多く、安心して生活ができる環境の提供が必要である。 2 施設の老朽化への対応や津波・浸水等災害への対応の必要性が高まっている。	優先度の高いものから1、2の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 1 入居者への対応 入居者の母親及び子どもが生活を行ううえで居室の安全性を確保するほか、プライバシーの確保を目的とした施設整備を優先する。 2 施設の老朽化対応や防災強化対応（耐震工事含む） 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。 老朽化については、こども家庭庁成育局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。